

権利者各位

平成28年8月4日
茨城県土浦土木事務所
所長 伊藤 敦史

研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理審議会
委員選挙の立候補手続きについて（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

上河原崎・中西特定土地区画整理事業につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、上河原崎・中西特定土地区画整理審議会委員の選挙人名簿につきましては、平成28年7月6日（水）から平成28年7月19日（火）までの2週間、つくば支所において縦覧を行い、選挙人名簿が確定しました。

つきましては、選挙すべき委員の数（以下「委員の数」とする。）と立候補手続き等につきまして、下記のとおり御案内申し上げます。

記

1 委員の数

当地区の委員及び予備委員の数は次のとおりです。

委員の種別	委員の数	予備委員の数
宅地の所有者から選挙される委員の数 （土地所有者委員）	16人	8人

2 立候補手続き

(1) 立候補の受付期間等

選挙は立候補制で、立候補届、又は立候補推薦届によって立候補を受け付けます。立候補の受付時間等は次のとおりです。（届出に必要な書類は、つくば支所に用意してありますのでご連絡ください。）

受付期間	平成28年8月 8日（月）から 平成28年8月18日（木）まで	土・日・祝日も行います。	
受付時間	午前9時00分から午後5時00分まで		
受付場所	つくば市島名2335番地 （諏訪C13街区7）ウイングビル2階 茨城県土浦土木事務所つくば支所	原則として本人が持参してください。 ※印鑑持参	
届出に必要な書類	本人が届出する場合	立候補届 1通	
	推薦による場合	立候補推薦届 1通 立候補推薦届出承諾書 1通	推薦者は、候補者と同種の権利を有する者であること。
	共通	登記されていないことの証明書 1通	裏面（2）③参照
	法人の場合	（上記に加え）委任状 1通	審議会に出席する者に権限を委譲するもの

（裏面へ続く）

(2) 立候補に際しての注意事項

- ① 立候補者及び推薦者は、確定選挙人名簿に記載された方に限ります。
- ② 選挙人名簿に記載されていても、選挙当日（平成28年9月11日）に次のいずれかに該当する場合は、被選挙権は有りません。
 - ア 未成年者
 - イ 成年被後見人又は被保佐人
 - ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 宅地の所有権又は借地権を有せず、もしくは有しなくなった者
- ③ 成年被後見人又は被保佐人に該当するか否かについて、平成28年9月9日（金）までに「登記されていないことの証明書」を提出してください。

候補者に代わり、施行者が法務局に申請することを依頼される場合は、つくば支所に立候補届等を提出される際に、「登記されていないことの証明申請書」、「委任状」、「収入印紙（300円）」を提出してください。（現金は不可です。収入印紙は申請書に貼付しないでください。）
- ④ 推薦による場合、推薦者と候補者は権利者同士でなければなりません。
- ⑤ 宅地の共有者（区分所有のマンション含む）又は共同借地人は、「代表者選任通知書」（共有者全員の印鑑証明書を添付）の提出がない限り、立候補及び投票ができません。
- ⑥ 立候補の受付に際しては、記載内容を確認させていただきますので、原則として御本人（又は推薦者）が書類を持参してください。

(3) 立候補者の周知

立候補者の氏名・住所を茨城県報に掲載するとともに、皆様にもお知らせいたします。

3 当選人

(1) 当選人と予備委員

立候補者の数が委員の数（土地所有者委員16名）を超えない場合には、無投票で当選となります。

立候補者が委員の数を超えた場合は、投票により必要最低得票数以上の票を集めた者のうちから、高得票順に、順次当選人及び予備委員を定めます。

委員の任期中に欠員が生じたときには、得票順（同数の場合は予めくじで順位を決めておきます。）によって予備委員から順次補充します。

(2) 必要最低得票数

審議会委員及び予備委員になるための必要最低得票数は、次により定めます。

（必要最低得票数 = 有効投票数 ÷ 委員の数 × 5分の1）

***** 御不明な点がございましたら、下記までお問合せください。*****

問合せ先	茨城県つくば市島名 2335 番地 (つくば市諏訪 C13 街区 7 ウィンズヒル 2 階) 茨城県土浦土木事務所つくば支所 つくば地区 区画整理課 換地担当 Tel : 029-839-9764 / FAX : 029-839-9776
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------